

第2次豊後高田市総合計画（改訂版）

第3部 基本計画

（基本構想を実現するための計画）

<目次>

第1章 誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちをつくります.....	94
1. 人と人の絆で結ぶ心通う地域づくり.....	94
2. 命と暮らしを守るネットワークの構築.....	107
3. 人と自然の共生.....	123
4. 行政機能の充実.....	133
第2章 地域を支える人を育み、人にやさしいまちをつくります.....	140
1. 子どもを産み育てやすい環境づくり.....	140
2. 夢を描き実現できる“ぶんごたかだっ子”の育成.....	148
3. 市民総ぐるみの健康なまちづくりの推進.....	160
4. 生涯学習の推進.....	171
5. 文化遺産の継承と芸術文化活動の推進.....	176
第3章 将来（あす）につながる、活力あふれるまちをつくります.....	179
1. 商工業の振興.....	179
2. 農林水産業の振興.....	186
3. 新たな就業・雇用の場の創出.....	197
第4章 人に愛され、人を魅了する個性豊かなまちをつくります.....	206
1. 移住・定住の促進.....	206
2. 心いやす郷づくり.....	213
3. 観光・ツーリズムの振興.....	215
SDGs と総合計画との対応表.....	231
総合計画と総合戦略の対応表.....	235

第1章 誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちをつくります

1. 人と人の絆で結ぶ心通う地域づくり

(1) 自治会・集落の機能維持と活性化支援

■ 現状と課題

本市では、平成26年度から転入者が転出者を上回る社会増を達成しているものの、全国の過疎地と同様に自然減による人口減少が続いています。各校区の人口で見ると、高田校区と呉崎校区を除き一貫して減少傾向にあり、高齢化率は全校区で上昇しています。

各校区では、自治会や集落など様々な形で自治組織を形成し、地域の清掃や見守り、行政情報の伝達などお互いが支え合いながら暮らしていますが、人口減少や高齢化といった問題が、自治機能の担い手の不足につながり、地域コミュニティの弱体化や地域の生活を支える商業・サービス・交通の衰退などの様々な課題に直面しています。

また、現代社会における生活様式や価値観の多様化は近年の情報化社会の進展によって一層強まっており、これまで地域を支えてきた一人ひとりの意識や行動も変化し、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化が懸念されています。

これからも市民がお互いに助け合いながら暮らしていくためには、自治会・集落の機能維持と活性化を実現していくとともに、市民や企業も主体的に参加しながら地域づくりを進めていくことが必要です。

■ 施策の方向

既存の自治会や集落などの自治組織に対して、支えあい・活動の場づくりなど組織の活性化に向けた支援を行います。

また、各地域と中心部、地域と地域、中心部内の移動を支える公共交通サービスの確保や新たな取組みを検討し、各地域での暮らしや活動の維持・活性化を推進します。

加えて、市民や企業が主体的に地域づくりに参加できるような環境をつくり、地域コミュニティの維持・活性化につなげます。

■ 取組施策

① 地域コミュニティ形成の推進と自治会組織の活動支援

地域課題を解決するために、近隣集落同士の支え合いによるネットワークコミュニティ構築の推進や、集落支援員の活用、地域外からの新たな担い手となる地域おこし協力隊などの積極的受入など、自治機能を支える地域コミュニティの形成を推進し、地域活性化に向けた取組みを進めます。

さらに、自治委員等の代表者が、そのグループ内のみで放送できるケーブルネットワーク施設のグループ告知放送についても利用を推進します。

② 自治会組織の体制強化

自治組織間の情報交換・交流の場の設定・定期的な開催など、地域の諸問題の解決に向けた地域コミュニティの連携体制づくりに取り組みます。

③ 人々の生活支援の推進

高齢者等の買い物支援や、お互いを支えあう見守り・声かけ活動等の取組みなど、住み慣れた地域で暮らしていくための環境整備や賑わいづくりを支援します。また、大分県や企業、NPO¹等との連携による小規模集落応援隊制度など、高齢化と過疎化による人手不足を補うための支援制度の活用を推進します。

④ 地域における活動の場づくりの支援

人々の交流の場となる新たな拠点づくりを支援し、地域のよりどころとなる祭りや伝統行事の継承による世代間交流を進め、地域の活力維持を推進します。

⑤ 暮らしを支える公共交通の確保

住み慣れた地域で暮らしていくため市民乗合タクシー²の導入のほか、70歳以上の市民だれもが市内定額で路線バスが利用できる「70パス」の充実を進めてきました。また、バス停や停留所まで遠くて利用が困難な市民への予約制乗合タクシー導入等交通弱

¹ NPO：民間非営利組織（NonProfit Organization）の略称。医療・福祉、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性支援などのあらゆる分野において営利を目的としない活動を行う民間組織のこと。

² 市民乗合タクシー：地域の公共交通として通院・買い物など地域の利便性の向上を図ることを目的に行政が主体となって運行している地域公共交通の一つ。

者等に対する移動手段の確保に努めるとともに、市中心部における公共交通の充実についても検討を行います。今後も利用状況等を注視しながら、ニーズに対応した効果的なサービスへの改善に努め、自立や社会参加の促進による市民生活の質の向上を支援します。

⑥ 市民参画の地域づくり

これまでも本市が実施する地域づくりのあらゆる場面で市民参画を進めてきましたが、今後も地域の実情に応じた施策・事業を展開するため、自治会などの各種団体、市民との意見交換の場を設けることで、地域・市民の意向を広く施策に取り入れていきます。市の計画や規制に関する条例などの制定過程においては、情報公開を進めるとともに、パブリックコメント³制度の活用など、市民とのコミュニケーションを活発に行っていきます。

また、本市の地域づくりでは、NPOやボランティアの力も不可欠であり、商店街活性化やまちづくり、子育て支援、健康づくり推進、スポーツ振興など多様な分野で連携し、活動を支援することで、行政だけでは解決できない課題の解決や地域の活性化を目指してきました。今後も、NPOやボランティアへの活動支援及び連携強化を推進し、多様な主体による地域づくりを進めていきます。

主な取組事業
地域コミュニティ形成の推進と自治会組織の活動支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティ育成支援事業 ● 集落支援員の活用 ● 地域おこし協力隊などの積極的な誘致 ● 愛育会組織活動の継続支援
自治会組織の体制強化
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティの連携体制づくり

³ パブリックコメント：条例や計画を立案する場合に、その案や市民が検討するために必要な事項を公表して、市民に広く意見を求めること。

人々の生活支援の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等の買い物支援の実施（里の暮らし楽々安心支援事業） ● お互いを支えあう見守り・声かけ活動の推進 ● 小規模集落応援隊などの支援制度の活用
地域における活動の場づくりの支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 集落の新たな拠点づくりの支援
暮らしを支える公共交通の確保
<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな交通手段の検討・整備（市内循環型乗合タクシーの構築等） ● 路線バス確保維持のための利用促進（70パス） ● 路線バス及び市民乗合タクシー等公共交通の確保
市民参画の地域づくり
<ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開の積極的実施 ● パブリックコメント制度の活用 ● NPO、ボランティアの活動支援や連携強化

(2) 誰もが自分らしくいきいきと活躍できる基盤づくり

■ 現状と課題

本市における地域づくりを活性化していくためには、様々な人の知識・経験・努力が必要ですが、このように様々な生活背景や意見を持った人が多様に存在していることを受け入れ、その違いを活用して、組織や行動を活性化していこうという「ダイバーシティ⁴」の考え方が、近年広く浸透してきています。

子どもから大人、高齢者まで多様な世代の中には、障がい者、外国から来た人、生活環境に恵まれない人など多様な生活背景・環境を有した人がいます。地域で自分らしく生活するために必要なコミュニケーションも、障がいなどにより意思疎通や情報の取得が困難な状況もあり、多様なコミュニケーション手段等について社会全体の理解促進を推進する必要があります。これらすべての市民がいきいきと活躍できる基盤を作ることが、本市の将来にとって非常に重要です。

特に今後、より進んでいく高齢化社会では、高齢者の健康寿命⁵を延ばし、いきいきと活躍する環境を作ることが、地域活性化のために不可欠といえます。

また、障がい者や生活困窮者などの自立支援を進めることで、多様な人材が活躍できる社会をつくりだすことも求められています。

■ 施策の方向

超高齢化社会では、高齢者がいきいきと活躍することが、地域活性化のために欠かせない要因となります。そのため地域サロンの充実や老人クラブ活動の活性化を図るとともに、高齢者が楽しめるまちづくりを推進するなど、高齢者が活躍できる環境づくりを推進します。また、高齢者が、できる限り、住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステム⁶の構築を推進します。

⁴ ダイバーシティ：多様性のこと。ここでは、多様な背景・属性を持った人が存在することを受け入れ、その多様さを積極的に活用しようという考え方のことを指す。

⁵ 健康寿命：健康寿命については様々な定義と算定の方法があるが、本計画では「日常生活に制限のない期間の平均」を使用している。

⁶ 地域包括ケアシステム：高齢者の誰もがができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に提供できる体制のこと。

障がい者の地域における自立した暮らしを実現するために、様々な障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及や理解促進に努めるとともに、一人ひとりの能力を十分に発揮できるよう、社会参加や一般就労に向けた支援を推進します。

生活保護世帯に対しては、関係機関と連携し、就労指導の強化、相談・指導体制の充実に努め、自立支援を図ります。

これら高齢者、障がい者、生活環境に恵まれない人など多様な生活背景・環境を有した人など、すべての市民がいきいきと活躍できるように、成年後見制度⁷の利用支援事業の啓発、相談支援事業のさらなる充実などにも積極的に取り組むなど、社会的支援を強化します。

■ 取組施策

① 高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築

高齢化が進んでいる本市ではこれまでも高齢者福祉と高齢者が活躍できる環境づくりを進めてきましたが、今後もこれらの取組みを積極的に推進し、高齢者が安心して生活し活躍できる環境づくりを以下のように進めます。

地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、地域包括支援センターの機能強化をはじめ、高齢者の生活支援ニーズ等に対応した各種支援体制の構築や自立支援に向けた地域ケア会議の開催、安否確認見守りネットワークなどにより、高齢者が地域で安心して暮らせる基盤づくりを推進します。

また、高齢者が主体的な存在として仕事や社会活動に積極的に参加できるよう、生きがいづくりや社会参画の推進、健康づくりを目的に、地域サロンの充実や老人クラブ活動の活性化を図ります。また、玉津プラチナ通りを中心とした高齢者が楽しめるまちづくりを推進します。

加えて、認知症予防と認知症重症化防止のための支援事業を効果的に進めるとともに、市民が認知症について正しく理解するための普及啓発や、認知症サポーターなど地域での見守り体制を構築し、社会的支援を強化するとともに、認知症初期集中支援チーム(もの忘れ相談支援チーム)を設置し、その活動と連携しながら認知症の早期発見・早期対応に努めます。

⁷ 成年後見制度：成年であり、知的障がい・精神障がい・認知症などの理由によって判断能力が不十分な人を対象に、その判断能力を補う後見人により、その人を法律的に支援するための制度。

【これまで高齢者の生活環境向上の取組み】

分野	これまでの主な取組み
生活・自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルネットワークを活用した緊急通報システム、安否確認システムの構築 ・ 救急医療情報キットの普及啓発 ・ 民生・児童委員との連携による活動しやすい環境の整備及びその活動に対する助成 ・ 認知症による徘徊不明者への対策として、高齢者等 SOS ネットワークを組織 ・ SOS 協力機関も含めた認知症サポーター養成講座や模擬訓練を計画・連携強化を推進 ・ 成年後見制度等の利用促進に関する市報等での情報発信 ・ 災害時要援護者台帳への登録呼びかけ ・ できるだけ要介護状態にならないための介護予防教室等による予防対策や状態に応じた適切な介護サービス等の提供
生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田染・河内・都甲・香々地地区における買い物支援事業の実施 ・ 玉津プラチナ通りの資源（空き店舗）を活用した交流と賑わいづくり ・ 交流ショップ「よりみち」の魅力向上 ・ 高齢者の交流促進や生きがいづくりのための地域サロン（交流の場）づくり ・ 玉津プラチナ通りの拠点施設コミュニティカフェこいこいを活用した文化講座等の開催 ・ 玉津プラチナ笑話館を活用した、市内高齢者の見守り・声かけ活動事業（見守りほっとコール）や市老人クラブ連合会だよりの発行
生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玉津プラチナ笑話館でのサロン笑話館の開催など仲間づくりを促す活動事業の実施 ・ 子どもを含む地域の3世代で、花壇づくり、花植え、昔の遊びやグラウンドゴルフなどを通じた異世代ふれあい事業の実施

② 障がい者の活躍と自立に向けた支援の充実

これまで本市では、障がい者の活躍と自立に向けた取組みとして、相談支援事業の充実やサービス利用計画策定の徹底など、個々に応じた適切な福祉サービスの給付や、移動支援などニーズの高い事業を実施してきました。また、障がい者雇用に向けた企業の理解促進、障がい者施設等からの物品・役務の調達を進めるなど、障がい者の工賃・賃金向上による経済的な自立を実現するための取組みを推進してきました。併せて、市報やホームページなどの広報による虐待や差別を排除するための啓発のほか、手話及び点訳、音訳奉仕員を養成するなど地域ぐるみの体制づくりを推進しています。

今後も、主体的で自立した生活を支え、地域生活への移行・定着を支援するため、グループホームなどの地域居住の場の確保や、就労の場として就労継続支援事業所の確保及び工賃向上や一般就労への移行支援に努め、障がい者及び介護者の相談支援体制の整備充実を図るとともに、手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及や利用促進を図り、人と人が心を通わせ安心して暮らすことができる環境を整備します。

③ 生活困窮者福祉

増加しつつある生活困窮者に対しては、ハローワークとの連携を図り、生活保護受給者等就労自立促進事業により、就労指導の強化を実施してきました。また、生活保護に至らないよう、生活困窮者自立支援制度により、就労等の支援を実施しています。

今後も、生活保護者については、保護からの脱却が図られるよう、就労指導の強化、指導を実施すると同時に、生活困窮者に対しては、生活保護に至らないよう、早期の支援を行っていきます。

主な取組事業

高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者の生活支援ニーズに対応したサービス提供体制の構築
- 安否確認見守りネットワークの推進
- 地域包括支援センターの設置・運営
- 介護保険サービス等の総合相談窓口の設置・運営
- 自立支援に向けた地域ケア会議の開催・運営
- 在宅医療・介護連携推進センターの設置・運営
- 認知症初期集中支援チーム（もの忘れ相談支援チーム）の設置・運営
- 生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置と協議体の設置・運営
- 地域サロンの設立
- 地域サロンを活用した介護予防・認知症予防の推進
- 地域サロンに派遣する運動推進員の養成
- 「単位老人クラブ活動の活性化支援」のための市老人クラブ連合会の運営支援
- 市老人クラブ連合会の運営支援
- 「こいこい」における文化教室への高齢者の参加支援
- 東天紅における高齢者の映画鑑賞等支援
- 玉津プラチナ市の開催支援
- 玉津プラチナ通りのトリックアートの維持管理
- 「認知症サポーター養成講座」の実施
- SOSネットワークのメール会員（搜索協力者）の募集
- くにさき半島地域成年後見支援センターの運営支援

障がい者の活躍と自立に向けた支援の充実

- 障がい者の差別解消・権利擁護への取組強化
- 手話、点訳、音訳奉仕員養成講座の実施
- 障がい者施設等からの物品や役務の調達強化
- グループホームや就労継続支援事業所の支援
- 相談支援体制の充実・強化
- 成年後見制度等の利用促進

- 手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進

生活困窮者福祉

- ハローワークと連携した就労指導の強化
- 生活困窮者に対する早期の支援実施
- 生活困窮者自立支援制度と「おおいたくらしサポート事業」の連携
- 住宅確保給付金事業による支援
- 家計相談支援事業による支援
- 社会福祉協議会の生活福祉資金等による貸付

(3) 人権が尊重され多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現

■ 現状と課題

人権とは、すべての人が平等で、幸福を追求することを認めた、人類普遍の権利です。しかし、今なお部落差別問題をはじめとする様々な人権問題は、依然として解決していません。

さらに、社会経済情勢の急激な変化に伴い、インターネット上における差別情報の氾濫や個人情報の流出によるプライバシーの侵害、さらには女性や子ども、高齢者等に対する虐待などの新たな人権課題も生じています。

社会制度や慣習に起因する差別の解消にむけて、市民の理解を深めるため差別の解消に取り組む社会の確立を目指すとともに、すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現が求められています。

■ 施策の方向

「人権尊重社会の実現」を目指して、啓発活動や教育及び人権擁護に必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚につとめ、差別をしない、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めます。

市民と行政が一体となり自主性を尊重するなかで、学校・地域・家庭・職域その他の様々な場を通じて、人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

また、性別にかかわらず、個性と能力を十分発揮できる地域社会を目指し、慣習などにより人々の意識の中に刷り込まれてきた、『男女の固定的な性別役割分担意識』の見直しや改善に向けた取組みを推進します

■ 取組施策

① 人権が尊重されるまちづくりの推進

人権意識の高揚を図るための施策を積極的に推進するとともに、分野別課題に対する取組みに市民が積極的に参加・交流を図るための施策や人権救済・擁護のための制度及び施策を充実・活用していきます。

② 男女共同参画社会の実現

これまで本市では、慣習などにより人々の意識の中に刷り込まれてきた、『男女の固定的な性別役割分担意識』の見直しや改善を推進していくため、「男女共同参画週間」に講演会の開催、街頭啓発の実施、懸垂幕の掲揚を行い、男女共同参画についての啓発に取り組んでいます。また、積極的に各種審議会における女性の登用率の推進に取り組んでいます。

今後も引き続き、性別にかかわらず、個性と能力を十分発揮できる地域社会を目指し、学校や職場など地域社会の中で男女共同参画意識の教育・啓発活動、男女の雇用機会均等の確保や平等な労働環境の整備などを進めていきます。また、各種審議会などにおける女性登用率の向上を図るため、今後も、様々な分野において政策・方針決定の場への女性参画を促進します。

加えて近年問題視されている、夫婦や恋人間の暴力（ドメスティック・バイオレンス⁸）や地域社会または職場におけるストーカー⁹行為、セクシュアル・ハラスメント¹⁰の防止に向け、女性に対する暴力をなくす運動期間における街頭啓発やパープルリボン¹¹普及事業の実施に努めます。また、これらの被害者に対する相談・保護・救済の環境整備などの対策を講じ、支援に取り組めます。

⁸ ドメスティックバイオレンス：(Domestic Violence) 同居関係にある配偶者、内縁関係、両親・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力

⁹ ストーカー：自分が一方的に関心や好意・悪意を抱いた相手にしつこくつきまとう人物。

¹⁰ セクシャル・ハラスメント：性的嫌がらせのこと。

¹¹ パープルリボン：女性に対する暴力根絶のシンボル。女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうとのメッセージが込められている。

主な取組事業

人権が尊重されるまちづくりの推進

- 「人権を考える講演会」、「じんけんを考える市民の集い」の開催、街頭啓発の実施、人権教育出前研修の実施
- 人権教育啓発推進協議会の運営、人権問題講師団養成講座への参加
- 人権・福祉まつりの開催
- 隣保館による相談窓口の設置、巡回相談事業の実施、人権意識調査の実施

男女共同参画社会の実現

- 男女共同参画週間講演会の開催、街頭啓発の実施、懸垂幕の掲揚
- 男女雇用機会均等法の啓発のための企業訪問の実施
- 企業への女性活躍推進法の啓発のための企業訪問の実施
- 女性の登用啓発事業の実施
- 女性に対する暴力をなくす運動期間街頭啓発、パープルリボン普及事業の実施
- 相談窓口の設置

2. 命と暮らしを守るネットワークの構築

(1) 防災力・消防力の向上

■ 現状と課題

地理的特性から本市は比較的自然災害が少なく「安心して暮らせるまち」「企業が安心して立地し企業活動ができるまち」といえますが、地球温暖化などの天候変動による平成 29 年の九州北部豪雨、平成 30 年の西日本豪雨など局地的豪雨の増加や台風の大規模化、また今後 30 年以内に高い確率で発生するとされている南海トラフ地震や、地震に伴う津波、集中豪雨など、市民生活を脅かす災害への危機感が高まっています。

また、火災をはじめとする人為災害についても、空き家の増加などを背景にその増加が懸念されているところです。

これら尊い人命や市民生活を脅かす災害については、その被害を最小限にとどめるため、平常時からの市民の防災意識の向上や、災害発生後の迅速な情報伝達、生命に関わる救助体制の構築が必要不可欠となっており、市民と行政、関係機関の協力のもと総合的かつ計画的に防災・消防・救急体制を整備していくことが求められています。

■ 施策の方向

災害に強いまちづくりを推進するために、新たな危機管理体制を構築するとともに、地域防災計画などに基づき、市民・行政が一体となって、総合的な防災体制の強化を図ります。校区単位や自治会単位での防災訓練・研修などを通じて、市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域防災活動のリーダーとなる防災士の育成や、防災士協議会の活動を促進し地域防災力を強化します。

消防・救急体制については、消防吏員の訓練などを通じた人材育成、設備更新をはじめ広域連携の強化などにより体制の強化を図ります。

■ 取組施策

① 防災体制の強化

これまで本市では防災体制の強化のために、防災情報システムの充実、複数のメディアを活用した情報伝達手段の確保をはじめ、防災情報伝達制御システムを整備し、全国瞬時警報システム（Jアラート）のほか、各種の防災情報を統合し、ケーブルネットワ

ーク網を活用して、複数のメディアへの一斉情報伝達や屋内屋外告知放送による市民への周知ができるよう取組みを進めてきました。

また、南海トラフ地震などによる津波の被害を予測した津波ハザードマップを整備し、浸水予想範囲や予想水深に基づき、避難場所・避難所の変更、沿岸部地域に津波緊急避難場所の指定・案内表示板の設置や、津波避難ビルの指定を行うなど、施設・設備面での充実も図っています。

さらに、災害時における被災者への食糧、飲料水、生活必需品など、市民生活を守る救援物資の整備を行うとともに、防災に関する知識を養うための研修や訓練を実施し、地域防災力向上を図ってきました。今後は、これまでの施策の展開をさらに深化させるために、以下の取組みを実施していきます。

一つ目には、これまでの度重なる大規模自然災害から得られた教訓を踏まえ、人命の保護を最上位の目標に定めた豊後高田市地域強靱化計画の策定に取り組みます。計画に基づき、地域内の災害発生危険箇所を特定、分析する防災パトロールを強化し、災害を未然に防止するほか、災害が発生した場合にも社会活動が致命的な被害を受けることなく維持される危機管理体制の充実を図ります。

二つ目には、南海トラフ地震などの大規模災害時を想定し、市内全域を網羅しているケーブルネットワークや災害対応支援システム等を活用した避難所情報や避難勧告等の迅速かつ正確な情報発信の強化を図ります。さらに、食糧や生活必需品の備蓄及び防災資機材の確保の充実を図り、ライフラインの確保に努めます。また、国民保護法による取組みなど様々な事態から、市民を守るため、避難所運営マニュアルや避難勧告等の判断・伝達マニュアルに加え、自治会単位の避難所運営マニュアルなどの整備を進め、平時から危機管理体制の充実に努めます。

三つ目には、市民一人ひとりが災害を知り、考え、乗り越える知識を養う機会を提供します。災害時に自分の身は自分で守る「自助」と、地域住民がお互いに助け合う「共助」を基本とした防災講話を行うとともに、災害を想定した地域の防災マップ作りを通して、迅速かつ安全な避難行動を促します。また、自主防災組織¹²の核となる防災士の育成や、防災士協議会の設立、女性防災士のきめ細やかな対応、自主防災組織の活動を

¹² 自主防災組織：自治会などを単位とした地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織。

支援し、地域防災力を高め、災害時に避難が遅れがちとなる高齢者などの避難行動要支援者への対応強化を図ります。

四つ目には、近年の災害の状況を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性を勘案し、台風や大雨予想時にダムやため池の貯水量を事前に調節して、河川へ流れ込む雨水の量を最小限にとどめる、災害の未然防止対策に取り組みます。

② 地震・津波対策の推進

地震・津波発生時に備え、校区単位での大規模な防災訓練や、自主防災組織を中心とした研修会を開催し、地域防災力を高めるとともに、防災資機材の計画的な整備や、老朽化した避難所等の施設、設備などの整備を進めます。

③ 空き家等適正管理の推進

防災、衛生、景観など生活環境に悪影響を及ぼす特定空家¹³等の解消のため、空家等対策協議会を設立し、空き家の適正管理の促進のために所有者等に対して空き家バンク制度等の情報提供や助言等を行っており、今後も引き続き、広く周知を図ります。また、老朽化した空き家については「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適正な措置を進めます。

④ 消防体制の充実

これまで本市では消防体制の充実に向け、設備面では消防救急無線のデジタル化¹⁴、消防資機材の整備、住宅用火災警報器の設置推進を進めてきており、特に住宅用火災警報器は高い設置率となっています。また、ソフト面では、消防参画のイベントや地域サロンなどにおける防火意識の普及啓発、消防団の活性化を図ってきています。今後もこれら施策の発展的継続を図っていくこととします。

消防資機材の整備については、水槽付消防ポンプ車などを計画的に更新し、地域住民の安全・安心の充実・強化に向け整備を進めます。

¹³ 特定空家：倒壊の恐れや衛生上問題のある空き家。

¹⁴ デジタル化：消防などで使用する無線電波を有効に活用するため、音声を中心としていた従来のアナログ通信方式から、多様なデータのやり取りが可能なデジタル通信方式に切り替えること。

住宅用火災警報器の設置については、全戸設置に向け未設置世帯の訪問をはじめ、消防参画イベントや火災予防週間においても設置の啓発をするとともに、維持管理についても広く周知を図っていきます。

防火意識の普及啓発については、関係業者などに対し法令に遵守した的確・適正な指導の充実を図るとともに、消防参画のイベントや地域サロン、消防訓練等において、火災予防講話、消火器取扱訓練、避難訓練等で防火・防災・減災の啓発を図ります。

消防団の活性化については、小型動力ポンプを計画的に更新し、初期消火体制の充実、強化に努めていきます。消防団員の充足ができていない分団については、関係幹部団員や地域の協力を求めながら加入推進を図るとともに、防火・防災・減災・救命活動において女性の視点でより一層活動できるよう環境を整備し、女性消防団の活動力強化を図ります。

⑤ 救急体制の充実

高齢化が進む中で、救急体制の充実についてのニーズが高まってきており、これまで高規格救急車の導入、高次救急医療体制の整備（ドクターヘリの運用）、救急救命士¹⁵の人材育成、AED¹⁶の設置・普及などを進めてきました。今後も地域のニーズに応えるべく、これまでの取組みを踏まえ、計画的に救急体制の充実を図ります。

複雑多様化する救急要請に的確・迅速に対応するため、救急救命士同乗による高度な救命処置体制の強化を図ります。

高次救急医療体制の整備については、救命センターとの遠隔画像伝送システムによる連携及びドクターヘリ、ドクターカー要請により円滑に病院搬送を実施し救命率の向上を図ります。

救急救命士については、特定行為処置範囲拡大に係る研修の受講などを通じて救命処置技術の向上を図るとともに、気管挿管認定救命士を育成します。

¹⁵救急救命士：厚生労働大臣の免許を受けて、事故の被災者や急病人などの重度の傷病者を医療機関に搬送するまでの間、医師の具体的な指示のもとに救急救命処置を行うことができる者。

¹⁶ AED：自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator。AED と略す）。突然の心停止に際して、電気ショックを与えて心臓を再び動かすための機器。

A E Dの設置・普及については、救命講習会や防災講話の機会をとおしてA E Dの有効性を啓発するとともに、バイスタンダー¹⁷の養成に努めます。また、管内事業所等におけるA E D設置調査、情報開示調査を実施しホームページに掲載します。

また、大規模災害時や交通事故による集団救急災害時に、大分D M A T¹⁸やドクターヘリ、防災ヘリと円滑に連携できるよう、連絡体制等を確保します。

主な取組事業	
防災体制の強化	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画の充実 ● 地域強靱化計画の策定 ● ケーブルネットワーク、災害対応支援システム等による迅速・正確な情報伝達 ● 防災資機材及び備蓄物資の確保・充実 ● 危機管理体制の充実 ● 防災知識の普及啓発 ● 自主防災組織等の地域住民と連携した防災マップの作成 ● 地域防災訓練等の開催による地域防災力の向上 ● 地域防災活動のリーダーとなる防災士の育成 ● 防災士の連携強化 ● 避難行動要支援者への対応強化 ● 防災重点ため池を対象とした災害未然防止協定書の締結 	
地震・津波対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災訓練や研修会開催の推進 ● 災害に備えた計画的な防災資機材の整備 ● 老朽化した避難所等の施設、設備等の整備 	
空き家等適正管理の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家等適正管理の推進 	

¹⁷ バイスタンダー：救急現場に居合わせ、応急手当を実施する者。

¹⁸ DMAT：災害派遣医療チームのこと。Disaster Medical Assistance Team の頭文字を取って「DMAT」と呼ばれる。災害急性期に活動できる機動性を持った トレーニングを受けた医療チームのこと。

消防体制の充実

- 消防資機材及び消防車両整備の推進
- 住宅用火災警報器の設置促進による設置率の向上
- 地域サロン及び消防訓練における防火・防災啓発
- 各種訓練による消防団活動力の強化

救急体制の充実

- 救急救命センターとの円滑な連携による救命率の向上
- 救急救命士の救命処置技術の向上及び気管挿管認定救命士の養成
- バイスタンダーによる AED 及び心肺蘇生法の習得による救命率の向上
- 救命講習会の開催
- 集団災害時における DMAT、ドクターヘリ及び防災ヘリとの円滑な連携

(2) 安全・安心な生活環境の確保

■ 現状と課題

災害と並んでわたしたち市民が望む安全・安心な生活を脅かすものが、犯罪や事故です。

わが国が高齢化の進展にともない、高齢者を狙った「振り込め詐欺」などの犯罪が増加しています。また、交通事故の発生件数は年々減少していますが、そのうち高齢者が関与する交通事故の割合は増えてきており、交通事故全体の約4割を占めるまでになっています。

高齢者だけでなく子どもから大人まで犯罪や事故で被害を受ける可能性があるということ認識し、防犯・消費者保護・交通安全などへの意識を向上させ、地域全体で安全・安心な生活環境を作るための体制づくりが求められています。

■ 施策の方向

防犯・消費者保護・交通安全について、市民・行政・警察などが一体となって取り組むとともに、保健・医療サービスの充実を図ることにより、子どもから高齢者までが安心して生活できる地域づくりを目指します。

■ 取組施策

① 交通安全意識の高揚

これまで交通安全市民大会における標語・ポスター等の表彰や、四季の交通安全運動などを通じて、交通安全意識の啓発を推進してきました。

特に、全国、県内において高齢者の関係する交通事故の割合が高いため、高齢者を対象とする交通安全教室を実施しています。

今後も関係機関や団体との連携による交通安全啓発活動を推進し、交通安全意識の向上を図ります。また、運転技術や交通マナーの向上、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を進めていきます。

② 防犯体制の構築

これまで本市では、防犯活動や地域安全運動期間中における街頭防犯啓発活動を通じて、防犯意識の啓発に取り組むとともに、防犯協会などと連携をとりながら盗難・犯罪防止活動を実施してきました。加えて、平成26年度には宮町ロータリーに防犯カメラ

を設置したことによる犯罪抑止効果も上がっており、これらの取組みにより、本市の刑法犯認知件数は毎年減少傾向にあります。

今後も、子どもや女性、高齢者を犯罪被害から守るため、特殊詐欺被害等の未然防止に向けた啓発活動の強化や、LED¹⁹防犯灯などの設置による安全な生活環境整備を推進します。

③ 消費者保護の推進

平成 24 年に「豊後高田市消費生活センター」を設置し、出張相談会、弁護士・司法書士による無料相談会、地域サロンでの出前講座、各小中学校での出前授業などを通じて、相談窓口業務の充実を図ってきました。また、消費者被害防止に向けて市報・ホームページ・ケーブルテレビなどで啓発に努めてきました。

今後は、インターネット関係や近隣トラブルを中心に年々相談件数が増加傾向にあることを踏まえ、出前講座と出前授業をより充実させるとともに、消費生活センターを中心に自治会・民生委員・教育委員会・社会福祉協議会など地域の関係団体とネットワークを構築し、「情報提供」「見守り」などの活動を推進します。

④ 保健・医療サービスの充実

市民の健康を守り、一層の健康寿命延伸に向けて、様々な保健・医療サービスも充実させてきました。

乳幼児健康診査²⁰受診率の向上、母子保健事業や定期予防接種及び不活化ポリオワクチン・三種混合ワクチンの追加接種等、任意予防接種の充実、また、国保特定健康診査・がん検診受診率の向上や健診結果に基づき、生活習慣改善につなげるための各種保健指導の実施、医療機関等関係機関と連携した重症化予防対策などを推進します。

医療体制については、小児科医の常駐による小児医療の充実、広域連携による医療体制の整備、救急医療体制の充実を推進します。

感染症等の対策については、国や県の方針に沿い、適切に実施します。

¹⁹ LED：LED 照明のこと。発光ダイオードを利用した照明機器。

²⁰ 健康診査：母子保健法・高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業の一つ。自治体や保健所が、地域住民の健康や乳幼児の発育状況などを調査し、疾病の予防や障がいの早期発見、及び保健指導に役立てるために行う検査。

⑤ 火葬場・墓地の適正管理等の推進

火葬場や墓地は、社会生活において必要不可欠な施設であり、遺族や関係者にとって尊厳のある施設として利用されています。

火葬場については引き続き指定管理者制度を活用して適正な運営を図り、市民の負担軽減を図るため市内火葬場使用料を無料化します。

市営墓地についても引き続き適切な管理に努めます。

主な取組事業
交通安全意識の高揚
<ul style="list-style-type: none">● 警察や交通安全協会等関係機関との連携による交通安全啓発の推進● カーブミラー等の交通安全施設の整備
防犯体制の構築
<ul style="list-style-type: none">● 特殊詐欺被害等の未然防止に向けた広報等による啓発の強化● LED 防犯灯等の設置による安全・安心な生活環境整備
消費者保護の推進
<ul style="list-style-type: none">● 豊後高田市消費生活センターによる出前講座・出前授業などの充実● 豊後高田市消費生活センターと関係団体のネットワーク構築
保健・医療サービスの充実
<ul style="list-style-type: none">● 乳幼児健康診査の実施● 妊産婦・乳幼児の保健指導の実施● 定期接種及び任意接種の予防接種の充実● 小児科医の常駐による小児医療の充実● 国保特定健診等各種保健事業● 広域連携による医療体制の整備● 救急医療体制の充実
火葬場・墓地の適正管理等の推進
<ul style="list-style-type: none">● 指定管理者による効率的な運営体制の確立● 市営墓地使用者の募集促進● 火葬場市内使用料の無料化

(3) 地域情報化の推進

■ 現状と課題

本市では、市内外の情報格差の是正、テレビ難視聴地域の解消、地上デジタル放送へ移行の対応、ICT²¹を活用した地域振興及び市民福祉の向上を目的として、これまで市内全地域を対象としたケーブルネットワーク施設の構築を行ってきました。

このケーブルネットワーク施設を構築したことにより、地域内無料電話や高速インターネットサービスの利用環境が整うとともに、緊急通報や安否確認サービスなどの福祉サービス、遠隔画像診断などの医療サービスなど、様々な分野でのICT活用の道が広がっており、このネットワークは本市の安全・安心なまちづくりにとって不可欠なインフラとなっています。

また、インターネットの通信速度については、構築時が最大概ね100Mbpsだったものを1Gbpsへと向上させ、社会の変化に対応させています。

今後も、市民ニーズや地域課題に対応した情報コンテンツ²²の作成・発信の強化や進展が著しいインターネット環境への対応が求められます。

■ 施策の方向

近年では普段の生活で利用するケーブルネットワーク・ICTなどの情報通信環境の充実も、重要な社会インフラの一つとなっています。本市では誰もがその利便性を享受できるよう環境整備に努めていきます。

■ 取組施策

① ケーブルネットワーク施設による情報提供の推進

告知端末を使った防災情報や行政情報の配信を行うとともに市民チャンネルでは、魅力ある番組づくりを続けていきます。

²¹ ICT : Information and Communication Technology の略称。日本語では「情報通信技術」とされる。インターネットをはじめとした情報通信分野の技術の総称。

²² コンテンツ : 内容・中身。書籍やインターネット上において提供されている文書・音声・映像などの情報を総称して使用される。

② 進化する情報通信技術に対応したネットワーク基盤の構築

本市ではこれまで、高速インターネット環境の整備や、携帯電話環境の普及のため、市が保有するイントラ網（光ファイバー）を民間携帯事業者へ貸し出し、携帯電話不感地域の解消を図ってきました。

今後は、著しく変化する情報通信分野へ柔軟に対応するため、実証実験が進んでいる5G²³等の新たなネットワークインフラ整備への対応について検討するとともに新たな情報通信技術を活用した住民サービスの提供を検討していきます。

特にスマートフォン²⁴やタブレット²⁵などの急激に普及した情報機器や、今後、到来するIoT²⁶時代に向け、高度化する通信サービスの基盤を整備し、各分野での振興に活用できるシステム構築を検討していきます。

③ ICTを活用した情報バリアフリー²⁷の推進

高齢者や障がい者でも情報通信の利用がスムーズに行えるよう、手軽に利用可能なコミュニケーションツール²⁸の活用を促進します。さらに、人に代わりコンピュータやロボットが作業できるようにAIやRPA²⁹の導入を検討していきます。

また、安否確認システムにより、高齢者などの日常生活の不安の軽減を図り、緊急時には迅速に対応できる緊急通報システムの普及を促進します。

²³ 5G：第五世代移動通信システムの略。携帯電話などの通信に用いられる次世代通信規格のひとつ。5Gは4Gに比べて通信速度は20倍、遅延は10分の1、同時接続数は10倍と見込まれている。

²⁴ スマートフォン：携帯電話の一形態であり、従来の携帯電話の音声通話機能に加え、インターネット接続や画像処理などの機能が大幅に向上した多機能なもの。

²⁵ タブレット：コンピューター製品の分類の一つで、板状の筐体（機械類を入れた箱）の片面全体が指で触れて操作できる液晶画面（タッチパネル）になっているタイプのもの。

²⁶ IoT：Internet of Thingsの略。日本語では「モノのインターネット」と呼ばれる。パソコンやスマートフォンのような情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

²⁷ 情報バリアフリー：障がい者や高齢者を含むすべての人々が、インターネットの発達などによる情報化の利益を享受できることを目的に行なう様々な方策のこと。

²⁸ コミュニケーションツール：意思や情報を伝達するための道具。

²⁹ RPA：Robotic Process Automationの略。デスクワーク（主に定型作業）を、ルールエンジンやAI（人工知能）などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念。

主な取組事業

ケーブルネットワーク施設による情報提供の推進

- 防災情報の配信の強化
- 番組の制作充実

進化する情報通信技術に対応したネットワーク基盤の構築

- 高度化する通信サービスの基盤の更新
- 地域振興に活用できるシステムの検討

I C Tを活用した情報バリアフリーの推進

- 安否確認・緊急通報システムの普及
- AI や RPA の導入の検討

(4) 社会インフラの整備・充実

■ 現状と課題

わたしたち市民の生活が安全・安心・快適であるためには、普段利用している道路・上下水道などの社会インフラが適切に管理され、生活に便益を与えるものになっている必要があります。また、社会インフラが子ども・高齢者・障がい者などにとって利用しやすいものであるということも重要です。

これまで本市ではこれら社会インフラについて適切な維持管理や整備を進めてきたところですが、今後の人口減少・高齢化社会の進展と本市の財政状況を踏まえると、安全・安心・快適を追求しながらも、効率化を進めなければ、長期的には社会インフラの維持管理・整備が困難になる可能性があります。

今後は、社会インフラの現状と地域ニーズの適切な把握のもと、財政の持続性にも配慮しながら、社会インフラの整備を行っていく必要があります。

■ 施策の方向

道路・橋などの社会インフラについて、安全な社会基盤を維持するため、新規整備や長寿命化などを行います。

上下水道についても計画的で効率的な維持管理を実施する体制を整備します。

■ 取組施策

① 産業や生活を支える道づくりの推進

産業や地域の暮らし、集落間の連携・交流を支える道路として、市道の改良を進めてきています。

また、大分北部中核工業団地などへの企業誘致促進や観光客の集客に向け、中津市や宇佐市、大分空港など他地域とのアクセスの利便性、立地条件の向上に向けて県道中津高田線の事業着手について要望を行っていきます。

② 社会インフラ長寿命化対策

将来にわたり安全・安心な道路ネットワークを確保するため、橋りょう、トンネル、道路舗装などの損傷状況を調査し、健全性が著しく低下する前の適切な時期に対策を実施する予防保全型の維持管理に移行します。また、維持管理コストの縮減や予算の平準

化を図り、持続可能で活力ある地域づくりを実現するため、長寿命化計画に基づき、老朽化施設の補修などを実施します。

③ 上水道施設の維持管理の適正化

本市の上水道施設については、石綿管等の漏水原因となる管渠の布設替工事が概ね完了し漏水事故はほぼ皆無の状況にあります。また、懸案事項であった佐野地区の水不足について、第四配水池からの連絡管整備事業により、平成 27 年度に解消しました。簡易水道（大村団地、徳久保団地）についても簡易水道統合整備事業により、平成 30 年度に完了しました。

さらに、地震、災害、濁水に強い水道施設の確立を目指し、第一水系、第二水系の耐震改修工事を平成 22 年度から平成 26 年度にかけて実施し、機械、電気、計装類の設備について、順次継続的に改修しています。

今後は、計画的、効率的な管理による施設の長寿命化を推進するため、老朽化（40 年経過）した配水管の布設替について、年次計画を策定し、順次更新を行うとともに、新たな水源整備も実施します。

④ 下水道施設の維持管理の適正化

本市の下水道整備状況は、平成 30 年度末において、整備率 78.4%、水洗化率 76.2% となっており、未整備地域については、郊外に点在住居地が大半を占めており、面整備については、ほぼ事業が完了している状況です。

雨水処理計画については、平成 22 年度に新開排水機場の調整池の拡大とポンプ施設の増設を行い、平成 26 年度に整備状況の見直しを行いました。その後、浸水被害が発生していないことから、雨水処理施設整備についてもほぼ完了している状況です。

今後は、下水道整備区域内について、引続き水洗化の普及促進を図るとともに、区域外については、汚水処理施設の効率的な早期整備を推進します。併せて、平成 23 年度から進めている長寿命化、耐震化、及び耐津波対策工事を継続して実施し、計画的で効率的な管理による下水道施設の長寿命化を推進します。

また、平成 27 年度に策定した今後の生活排水処理施設の目標値を定めた全体計画（豊後高田市生活排水処理施設整備構想）に基づき、農業集落排水施設³⁰（臼野浄化センター）と真玉浄化センターとの統合を進め、経費の削減を図ります。

⑤ 施設バリアフリー化の推進

これまで本市では公共施設のバリアフリー³¹化やユニバーサルデザイン³²の普及啓発により、誰でも利用しやすい公共施設の整備を進めてきました。

具体的には、高田庁舎・図書館の新規施設については、設計の段階でユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、あらゆる人が利用しやすい施設・設備の整備に努めており、その他、玉津海岸線における車道と歩道の段差解消や観光地のトイレの音声案内装置設置・洋式化といったバリアフリー化を進めています。

今後も、バリアフリー新法³³に基づき、歩道の段差解消をはじめ、公共・民間建築物や車両などの公共交通機関・道路・公園などの都市施設について、主に高齢者や障がい者などが、安全かつ快適に生活できる環境の整備を推進します。

また、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、あらゆる人が利用しやすい施設・設備の整備の普及啓発を促進します。

³⁰集落排水施設：漁業や農業への依存が高い集落で、下水道と同じように整備された、污水管や污水处理場などの施設のこと。

³¹バリアフリー：段差などの物理的な障壁（バリア）をはじめ、高齢者や障がい者などの社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な障壁など、すべての人にとって日常生活のなかで存在するあらゆる障壁を除去すること。

³²ユニバーサルデザイン：年齢・性別・身体的能力・国籍・言語など人々の属性や特性による違いを踏まえ、すべての人が利用しやすく、そしてすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うことを重視した考え方・設計のこと。

³³バリアフリー新法：平成 18 年 12 月 20 日に施行された「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。

主な取組事業	
産業や生活を支える道づくりの推進	
●	市道（生活道路、通学路等）の整備
社会インフラ長寿命化対策	
●	橋りょうの長寿命化修繕の実施
●	トンネルの長寿命化修繕の実施
●	道路舗装の長寿命化修繕の実施
上水道施設の維持管理の適正化	
●	計画的、効率的な管理による施設の長寿命化を推進
下水道施設の維持管理の適正化	
●	水洗化の普及促進
●	合併浄化槽の普及促進
●	下水道管渠の長寿命化
施設バリアフリー化の推進	
●	歩道の段差解消
●	ユニバーサルデザインの普及啓発

3. 人と自然の共生

(1) 自然環境の保全と環境づくり

■ 現状と課題

本市は海、山、里のすべてが揃っている素晴らしい地域であり、それぞれの地域特性に合わせた人々の生活が営まれてきました。大きな開発が行われなかったこともあり、豊かな自然も多く残されています。このことは、市民アンケートによる自然環境の項目における満足度が高いことや、国指定名勝「天念寺耶馬、無動寺耶馬」及び「中山仙境（夷谷）」、国選定重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」、世界農業遺産（GIAHS）に認定された「国東半島宇佐地域世界農業遺産」など、多くの指定・選定・認定を受けていることから伺えます。これらを含めた本市の自然や文化資源は、今後のインバウンド集客の柱になるものと思われま

す。また、本市の豊かな自然は、多様な生物の生育・生息の場となっており、環境省や大分県の「レッドデータブック」に掲載されている絶滅のおそれのある野生生物も多く確認されています。

そして近年は、世界規模で異常気象等による災害が発生しています。本市ではこれまで大きな被害は発生していないものの、ひとたび災害が起これば、人的、経済的な被害だけではなく、自然や生態系にとっても甚大な被害が発生することとなります。

このふる里の自然や生態系を守り、更に素晴らしいものへと育て、将来の世代へ受け継いでいくための施策に取り組みます。

■ 施策の方向

本市の素晴らしい自然環境を後世に伝えるためには、保全はもちろんですが、市民一人ひとりの活動が景観を作り出していくという認識のもと、環境保全活動や清掃活動などの身近な活動を推進します。さらに、ポイ捨てや不法投棄防止対策を強化します。

また、多種多様な生態系の保全に向けて、環境教育や自然体験、植林活動等の推進、生き物に配慮した整備の推進や保安林の保全などの環境づくりなどを行います。

■ 取組施策

① 自然環境・景観の保全

これまで環境美化に関する取組みとして、ごみゼロ健康スタンプラリーを実施し、市民、事業者と協同した環境美化活動を展開してきました。また、クリーンアップ運動支援事業により、清掃活動団体への掃除用具貸与などを通じた支援を行ってきました。

また、ボランティア清掃の推進やクリーンアップ運動支援などにより環境保全団体の育成、環境美化活動の推進を図るとともに、環境教育アドバイザーなどを活用し、環境教育の充実を進めてきました。

さらに、「ごみゼロGメン」によるポイ捨て防止パトロールを実施し、市民への環境美化への意識付けを図るとともに、不法投棄のパトロール強化及び監視強化として、不法投棄の多い地区の自治会と「不法投棄防止協定」を締結し、地区の巡回監視を実施しています。

今後も、市内に残された豊かな自然を将来の世代へ継承していくために、自然環境の保全を目的とする団体の育成や市民参画による環境美化活動を推進するとともに、自然環境に対する保全意識の高揚を促進するため、環境教育を推進します。

不法投棄パトロールについては、監視地区の変更を行うことで、巡回監視の強化を行います。

② 生態系の保全

多様な生物の生育・生息の場の保全に向けて、地産地消の取組みの推進、海や川の生き物に配慮した整備の推進、身近な自然を感じることができる農地の適正な保全の推進など各種事業を進める際に環境や景観に配慮します。また、生態系に影響を及ぼす外来種についての啓発や防除対策の推進を行います。

主な取組事業

自然環境・景観の保全

- 事業実施時における環境や景観への配慮
- ごみゼロ健康スタンプラリーや市内一斉清掃等の開催
- クリーンアップ清掃支援、ボランティア清掃支援の実施
- ごみゼロGメンによるパトロール等の実施
- 不法投棄パトロールの実施

生態系の保全

- 事業実施時における生態系への配慮
- 生態系に影響を及ぼす外来種についての啓発の実施

(2) 生活環境の保全

■ 現状と課題

本市は平成 26 年度から転入者が転出者を上回る、人口の社会増を達成しています。市民アンケートによると、「空気のきれいさ」、「住まいのまわりの清潔さ」、「海や川の水のきれいさ」、「住まいのまわりの静けさ」の項目において、「満足」と回答した割合は7割を超えており、生活環境がよいことも社会増の一端を担っていると思われます。移住者はもとより、本市で生活するすべての人々が住みよいまちの実現のためには、わたしたちの生活の基盤となる生活環境が良好であることが必要です。

そのためには、事業活動により環境への悪影響を及ぼさないことも重要ですが、市民一人ひとりが日々の生活の中で環境を守り、育てる取組みを行っていくことが重要です。例えば、生活雑排水などの処理を公共下水道や合併処理浄化槽で行うことも立派な環境の保全活動です。

環境にやさしいまち、住みよいまち豊後高田を実現するため、各種施策に取り組みます。

■ 施策の方向

生活環境には、大気、水、土壌、騒音、振動、悪臭など多様な要素があります。大気環境については二酸化炭素等の温室効果ガスや窒素酸化物等の有害化学物質の排出抑制に向けて啓発活動や運動等を推進します。水環境については水の有効利用についての啓発や水質汚濁防止に向けた施設整備及び啓発を推進します。その他、工場・事業場への有害物質の適正な処理の指導の実施、自動車及び工事等の騒音・振動防止の啓発、日常の家庭生活に起因する悪臭防止の啓発などを推進し、良好な生活環境を保全します。

■ 取組施策

① 大気、水質、土壌の汚染防止

工場や事業所に対して、排出基準の遵守を徹底させ、必要に応じて公害防止協定等を締結し、環境への負荷の低減を促進します。

ノーマイカーデーの実施や環境に配慮した運転（エコドライブ）の啓発、環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の導入の促進など、自動車による有害化学物質の排出抑制に向けた取組みを推進します。

② 騒音、振動、悪臭の防止

定期的に自動車騒音測定を実施し、自動車の安全運転及び静穏な音環境の保全についての啓発に努めます。

野焼きやペットの飼育等日常の家庭生活に起因する悪臭、農地への堆肥散布等により発生する悪臭、浄化槽の悪臭、家畜ふん尿、堆肥、肥料、農薬や軽油等の燃料などによる悪臭など、それぞれの防止についての啓発を図るとともに、適正に管理するよう指導します。

主な取組事業
大気、水質、土壌の汚染防止
<ul style="list-style-type: none">● 公害防止協定等の締結● ノーマイカーデーの実施やエコドライブの普及啓発の実施
騒音、振動、悪臭の防止
<ul style="list-style-type: none">● 自動車騒音等環境状況調査の実施● 野焼きや堆肥等による悪臭等防止の啓発や指導の実施

(3) 資源・エネルギーの保全、有効利用

■ 現状と課題

資源やエネルギーの問題は、わたしたちの生活や事業活動に大きな影響を及ぼします。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により原子力発電は停止を迫られ、日本はエネルギー政策を大きく転換することとなりました。

また、全世界的に気象変動をもたらす地球温暖化に関して、平成 27 年にフランスのパリで開催された、第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議(通称 COP21) で温暖化対策の新しい枠組みである「パリ協定」の合意がなされ、平成 30 年にはポーランドのカトヴィツェで開催された COP24 においてパリ協定を実施するために必要な細則(実施方針)が採択されました。地球温暖化対策は、まさにすべての人類に課せられた課題です。

本市では、国、県、豊後高田市地球温暖化対策地域協議会等と連携し、温暖化防止の取組みを進めるとともに、温室効果ガスの発生源となるごみ焼却量の削減を目指し、ごみ減量の取組みを継続していますが、最近のごみ量の減少率は横ばい状態となっており、市民一人ひとりの更なる取組みが必要となっています。

他方、近年ではプラスチック類の海洋ごみ、特にマイクロプラスチックによる生態系への影響がクローズアップされ、このままの状態が続けば、人体にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このような様々な問題の解決を目指すため、以下の施策に取り組みます。

■ 施策の方向

自然環境の保全や衛生的な生活環境の整備に向けて、資源の循環を基本とするリサイクルシステムの構築を進め、ごみの減量化、再資源化に努めます。

地球温暖化防止や我が国のエネルギー問題へ対応していくために、省資源・省エネルギーを推奨し、啓発活動や様々な取組みの普及・推進を行います。

■ 取組施策

① ごみの減量・資源化の推進

ごみの減量・資源化に向けては、ごみとなるものを減量する（リデュース）、使用可能な物の再利用（リユース）、資源ごみの分別収集を推進し再資源化（リサイクル）の取組みを推進するとともに、説明会等を開催し啓発に取り組みます。

生ごみの堆肥化器具の配布や普及啓発の実施、食品ロスの削減のための30・10（さんまる・いちまる）運動³⁴など様々な身近な取組みを推進します。また、資源回収団体を支援します。

② 省資源・省エネルギー、地球温暖化対策の推進

公共施設や防犯灯のLED化、次世代自動車や低燃費かつ低排出ガス認定者等の環境に配慮した自動車の導入など、公共施設等における再生可能エネルギーや省エネ設備の導入を推進します。

家庭の節電・節水に取り組む事業の普及、省エネルギー機器の利用に対する情報提供、クールビズ・ウォームビズ等省エネルギーに有効な行動の普及、太陽光発電等の新エネルギーの利活用に関する情報提供など、省資源・省エネルギー、地球温暖化に関する講座の開催や啓発を実施します。

また、打ち水大作戦など地球温暖化防止啓発としてのイベントを実施します。

③ 廃棄物処理施設の整備

新たな一般廃棄物処理施設の建設については、宇佐・高田・国東広域事務組合にて進めています。

新施設については、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル³⁵推進施設を計画しており、令和6年度中の供用開始を目指しています。

³⁴30・10（さんまる・いちまる）運動：宴会時における食べ残しを減らす運動。乾杯後の30分間とお開き前の10分間は自分の席について料理を楽しみ、「もったいない」を心がけ、食品ロス削減に取り組むこと。

³⁵ マテリアルリサイクル：ごみを原料として再利用すること。

主な取組事業

ごみの減量・資源化の推進

- ごみ減量・分別説明会の開催や啓発の実施
- 生ごみの堆肥化器具の配布や普及啓発の実施
- 食品ロス削減のための啓発や30・10（さんまる・いちまる）運動の実施
- 資源回収団体への支援の実施

省資源・省エネルギー、地球温暖化対策の推進

- 公共施設等における再生可能エネルギーや省エネ設備の導入推進
- 省資源・省エネルギー、地球温暖化に関する講座の開催や啓発の実施
- 地球温暖化防止啓発としての打ち水大作戦の実施

廃棄物処理施設の整備

- 新たな一般廃棄物処理施設の整備

(4) 環境教育・連携の推進

■ 現状と課題

環境の保全と創造のためには、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、正しい知識と正しい理解のもとに行われる日々の取組みが、環境問題を解決するための大きな力となります。そのためには、環境に関する教育・学習が欠かせません。豊後高田市環境基本条例第15条に基づく環境教育の推進、特に第2項に掲げる「持続的発展が可能な循環型社会の構築に貢献できる人材の育成」を目指し、将来を担う子供たちへの教育を推進し、学習の機会を提供することが必要です。

また、市民一人ひとりの取組みとともに、市、市民、事業者が連携、協働しながら環境に対する取組みを深めていくことも重要です。そして、広域的な問題に対しては、国、県、近隣自治体、各種団体とも連携しながら、その解決に向かうことも必要となります。

環境に関する正しい意識を持ち、それぞれの主体が連携し、少しの心掛けと行動で、環境にやさしいまちの実現を目指し、以下の施策に取り組みます。

■ 施策の方向

幼稚園、保育園、学校等、自治会や地域サロン等、市のイベント等様々な機会を通して環境に関する教育を推進します。

自然とふれあう場の有効活用や整備を推進するとともに、環境学習やイベント等の情報提供を図り、地域での環境保全活動を推進します。

■ 取組施策

① 環境教育の推進

持続的発展が可能な循環型社会の構築に貢献できる人材の育成を目指し、幼稚園、保育園、学校等での環境教育を実施します。

エンジョイ・エコクラブによる環境教育を実施します。また、ごみゼロ推進大会やごみゼロナビゲートを実施し、市民の環境に対する意識の醸成、積極的な参加を促します。

② 地域での環境保全活動の推進

自然環境保全活動を行う団体への協力や育成支援を行うとともに、環境学習やイベント等の情報提供を行い、地域での環境保全活動を推進します。

主な取組事業

環境教育の推進

- 幼稚園、保育園、学校等での環境教育の実施
- エンジョイ・エコクラブによる環境教育の実施
- ごみゼロ推進大会やごみゼロナビゲートの実施

地域での環境保全活動の推進

- 自然環境保全活動を行う団体への協力や育成支援の実施
- 環境学習やイベント等の情報提供の実施

4. 行政機能の充実

(1) 市民視点の行政体制の構築

■ 現状と課題

少子化による人口構造の変化、就業者の減少は、本市の財政にも歳入の重要な部分である市税の減少という影響を及ぼします。また、歳入の根幹をなす普通交付税は、国勢調査人口の増減が交付額に大きく影響する仕組みとなっていることに加え、合併後の優遇措置が令和元年度をもって完全に終了しました。

一方、高齢化の進展により社会保障費などの扶助費は増大していくことが予想されます。また、防災・減災対策費や老朽化が進む公共施設・インフラの維持管理費が増加していくことも懸念されます。つまり、人口の減少が続くと、歳出を増やしていく必要がある一方で歳入の増加は難しいという状況に陥る可能性が高まります。

このような状況の中、本市では限られた資源を効率的・効果的に活用しながら、質の高い市民サービスの維持や地域の特性に応じた地域づくりなどを進めていく必要があります。

平成 17 年の合併後、多様化する市民ニーズに対応すると同時に、効率的な行政運営を実現するために、行政組織や事務事業の見直し、新庁舎整備による窓口のワンフロア化、公共施設の再編を行ってきましたが、本市財政を取り巻く環境を踏まえると、今後も行財政運営のあり方には不断の見直しが必要となります。

また、市民のニーズや意見等を収集・反映していくために、市民の一人ひとりがまちづくりに参画しやすいよう、市政情報が開かれた環境形成も必要となります。

■ 施策の方向

これまで以上に市民ニーズに柔軟に対応できるよう、市民視点から利便性を考えた行政組織の配置に努め、時代に適した簡素で効率的な行政体制の構築と事務事業の見直しを進めます。

また、公共施設の整備・運営や地域づくり活動などにおいては、民間企業やNPO³⁶ 団体との連携を進め、サービス水準の維持や管理経費削減を進めていきます。

さらに、行政情報を公開し、市民の一人ひとりがまちづくりに参画しやすい環境形成も推進します。

■ 取組施策

① 効率的な行政サービスの実現

これまで効率的な行政サービスの実現のために、簡素でスリムな行政組織を編成する一方で、課の新設や改編、分掌事務の見直しなどにより時代のニーズにマッチした組織を編成してきました。

今後もスリムで効率的な行政運営を目指し、行政組織の見直し及び人員の適正配置を随時行うとともに、公共サービスの量的な増大を抑制するため事務事業の改廃を推進し、地域に求められる事業への政策資源の投入を図ります。

併せて、個人版・企業版ふるさと納税も積極的に推進し、新たな制度による財源確保に努めます。

② 公共施設等の有効活用

これまで遊休財産の有効活用として、売却のほか、障がい児向けの放課後等デイサービスや広域白ねぎ就農学校用地への貸付けなど、市民サービスや産業振興に資するものとして利用するなどの取組みを進めてきました。

また、指定管理者³⁷制度の導入については、市内23施設への導入が進んでいます。今後も、遊休財産の有効活用を図るため、売却や賃貸などの検討を促進します。

また、施設の管理運営や業務等に民間事業者等のノウハウを活用することによりサービスの維持・向上や管理経費の節減が見込まれるものについては、業務の委託、移管や指定管理者制度など民間活力の積極的な活用を推進します。

³⁶ NPO：民間非営利組織（NonProfit Organization）の略称。医療・福祉、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性支援などのあらゆる分野において営利を目的としない活動を行う民間組織のこと

³⁷ 指定管理者：地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のこと。

③ 情報公開の推進

情報公開請求に対し、速やかに対応できるよう、文書の作成から保管、廃棄までの文書管理を徹底し、適正な文書の管理に努めます。また、庁舎において情報コーナーの充実を図るとともに、インターネット等による情報提供を推進し開かれた市政を推進します。

④ 広域連携と交流の推進

高次救急医療、観光、廃棄物処理、高速道路とのアクセス改善、鉄道等の広域交通ネットワークの整備等、広域的な観点で取り組むことで、行政サービスの向上や本市の発展につながるものについては、大分県や近隣自治体と連携して取り組みます。

また、兄弟都市である島原市との交流をはじめ、歴史的・文化的なご縁や、共通の施策でつながる自治体・団体との交流を推進します。その交流で学んだ知識・ノウハウを行政サービスの向上や本市の発展につなげていきます。

主な取組事業
効率的な行政サービスの実現
<ul style="list-style-type: none">● 行政組織の見直し及び人員の適正配置● 事務事業の改廃の推進
公共施設等の有効活用
<ul style="list-style-type: none">● 公共施設等の有効活用● 業務の委託、移管や指定管理者制度など民間活力の活用
情報公開の推進
<ul style="list-style-type: none">● 適正な文書の管理● 情報コーナーの充実● インターネットなどによる情報提供

(2) 人材の育成

■ 現状と課題

地方創生への取組みが全国的に進められる中、行政職員に求められる知識やスキルはこれまで以上に高い水準が求められるようになっていきます。さらに、今後の行財政を取り巻く環境や高齢化社会の進展を踏まえると、対応すべき地域課題は困難の度を深めながら増加しています。一方、対応する職員数の著しい増加は望みがたいため、少数精鋭による専門的かつ効果的な行政運営の実現が必須となっています。そのためには、行政職員の能力向上や適材適所を可能とする人事制度の構築など、人材面での取組みが不可欠です。

平成 23 年に改訂された「豊後高田市人材育成基本方針」では、職員一人ひとりの意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めることを掲げており、この方針に沿って、本市職員の人材育成を進めていきます。

また、平成 28 年度より実施している人事評価制度の適切な運用による、組織の活性化、職務遂行能力の向上などを進めることも課題となっています。

■ 施策の方向

人材育成基本方針に基づき、地域が抱える様々な問題の解決に向け積極的に取り組むことができる人材の育成を目指し、各種研修などを通じ能力開発を推進するなど、職員の資質向上に努めます。

職員の実績・能力に鑑み、適切な評価を行う人事評価制度の効果的な運用を進め、行政組織の活性化に取り組めます。

■ 取組施策

① 人材育成体制の構築

これまで本市職員の能力開発については、大分県自治人材育成センター・全国市町村国際文化研修所・市町村職員中央研修所へ職員を積極的に派遣するとともに、市の独自研修として、企画力向上研修、会計事務・文書事務研修等を行うなど、職員の能力開発に努めてきました。

また、組織改革、人材育成のための人事評価制度は、平成 23 年度からの試行期間を経て、平成 28 年度から本格的に導入しています。

今後は、人材育成基本方針に基づき、求められる職員像及び職員の能力を定め、人材育成のための各種方策を実施します。職員の能力開発については、多くの職員に各種研修の受講機会を与え、自発的な資質向上の取組みを促進します。

さらに、人事評価制度の適切な運用により、職員個々の適正・能力・実績を正當に評価し、組織の活性化に取り組みます。

主な取組事業

人材育成体制の構築

- 人材育成基本方針に基づく人材育成
- 各種研修の受講機会の拡充
- 人事評価制度の運用

(3) 様々な媒体を活用した積極的な広報の推進

■ 現状と課題

本市では、市の重要施策や各種団体等の取組み、地域の伝統行事など、市報、ケーブルテレビ、ホームページ、SNSなどの各種媒体を活用し、積極的な情報発信を行っています。

さらに、観光客や移住・定住希望者といった市外からの交流人口や関係人口などの増加に向けて、ホームページやSNSでの発信に加え、新聞やテレビなどのメディアも活用しながら、積極的なPRを行っています。

今後も、各種行政制度が複雑化し、情報量がますます増加する中、正確に分かりやすく「伝える」ことが重要です。また、増加する外国人技能実習生等にも「伝える」ための対応も必要となっています。

さらに、地方創生の取組みが全国で進められる中で、各自治体間で情報発信の競争も激化しています。インターネットの普及等、急速に情報化が進み、様々な媒体も登場しています。

今後もこれらの現状に対応した積極的かつ戦略的なPRを続けていく必要があります。

■ 施策の方向

「伝える」から「伝わる」、「知らせたい」から「知りたい」を基本に、情報を受ける側の立場に立った効果的な情報の発信を図ります。

さらに、各種広報媒体を場面場面に応じて効果的に活用し、報道機関等への情報提供も含めて、メディアミックス戦略を行いながら、市内外に向け、積極的なPRに努めます。

■ 取組施策

① 効果的な情報発信の確立

市内向けの広報として、市民一人ひとりに施策や支援制度などが伝わるように、ユニバーサルフォントを使い、文字を大きくしたり、音訳や点訳版も配布するなど、伝わりやすい市報づくりを行います。

また、市内全域をカバーするケーブルテレビ市民チャンネルで、一人でも多くの市民を紹介し、その時々々の市政に関する課題や特色ある施策等を題材にした番組も自主制作し放送します。

さらに、本市に居住する外国人技能実習生等の出身国に対応したホームページの多言語化を行います。

次に、市外向けの広報として、交流人口や移住・定住に資する施策の情報を積極的にPRするとともに、ホームページで、その日あった地域の出来事などを丁寧に取材し、新着情報として随時更新することで、市内出身者の方なども親しめるサイト作りを行います。

フェイスブックは、単に投稿数を増やすだけでなく「いいね」数につながるような興味を引く情報発信を行います。

SNSは、情報技術の進展に伴い、活用する媒体の見直しなどを随時行います。

主な取組事業

効果的な情報発信の確立

- ユニバーサルフォントを使用した大きな文字で読みやすい魅力ある市報づくり
- 市内外に向けた場面場面に応じたホームページでの積極的な発信
- 外国人の増加に対応したホームページの多言語化
- 投稿数ではなく「いいね」数を増やすフェイスブックでの情報発信
- できるだけ多くの市民を紹介するケーブルテレビの番組づくり
- 特色ある市の施策等を紹介する自主動画制作